

1. 全ての操縦士に対する飲酒基準

「航空法70条:アルコールにより正常な運航が状態での運航を禁止※¹」の目安※²とする数値基準を制定
(従前) 具体の判断基準無し → 血中濃度:0.2g/ℓ未満、呼気中濃度:0.09mg/ℓ未満

※¹:対象は事業用・自家用問わず我が国を運航する全ての操縦士(外国機含む)
※²:罰則適用上の目安

2. 航空運送事業者に対する規制

(1)考え方

- ・ 高い安全性が求められる旅客等を輸送する航空運送事業についてはアルコールへの厳格な対応が必要
- ・ アルコールは微量でも注意力の低下や業務の正確性に影響し、その度合いはその日の体調や体質により異なる。
- ・ 航空機の運航に直接関与する者のうち「瞬時に正確な判断・行動」が求められ、かつ、その者の「単独の判断・行動により安全運航に影響を与える場合」は厳格な飲酒ルールを義務化

(2)飲酒対策 ※下線部は中間とりまとめから追加

1. アルコール検査の義務化(法104条関係)

- 対象:操縦士、客室乗務員、運航前整備を行う整備従事者、対空通信を行う運航管理従事者
- 業務前のアルコール検知器(ストロー式)による検査義務化※
- アルコールが検知された場合には業務禁止
- 検査時の不正(なりすまし、すり抜け)防止体制の義務化
 - ・ 検査時に第三者の立ち会い等を義務化(モニター等の活用可)
 - ・ 検査情報の記録・保存(日時、氏名、結果等)

※操縦士及び客室乗務員は、機上で機体の操縦や旅客へ避難誘導を行うこと等から、乗務後のアルコール検査の義務化、飛行勤務前8時間以内の飲酒を禁止

2. アルコール教育の徹底・依存症対応(法103条の2、104条関係)

- 経営者含む全関係職員への定期的なアルコール教育(危険性・分解速度等)を義務化
- 依存症職員等の早期発見・対応のための体制整備(職員への教育、報告制度、カウンセリング環境等)

3. アルコール不適切事案の航空局報告義務(法111条の4関係)

飲酒に係る不適切事案(アルコール検査で不合格の場合や適切に実施されなかった場合等)について航空局への報告義務化

4. 飲酒対策に係る体制の強化(法103条の2関係)

安全統括管理者の責務として飲酒対策を明確に位置づけ、必要な体制を整備することを義務づけ、飲酒対策に係る体制を強化

1. 確実かつ継続的に基準を遵守するための航空局等の取組

※下線部は中間とりまとめから追加

(1) 本邦航空運送事業者

- 航空局による飲酒対策への重点的な安全監査(実施中)、抜き打ちを含むアルコール検査の立ち会いや直接のアルコール検査の実施
- 飲酒に係る不適切事案(アルコール検査で不合格等)に関し、航空局への報告を義務化し、個々の事案についての原因究明・再発防止を徹底
- アルコールの危険性、分解速度等をまとめた「基礎的な教材」の作成等にアルコールに関する正しい理解を促進

(2) 海外航空会社

- 数値基準は外国航空会社の操縦士にも適用。違反した場合は罰則もあり得る旨、外国当局・会社へ周知徹底
- 加えて、航空局職員による立入り検査時においてアルコール検査をあわせて実施。また、外国当局への検査協力を要請。

(3) 自家用運航者

- 数値基準は自家用操縦士にも適用。操縦士の特定操縦技能審査(2年毎)の審査項目にアルコールの知識を追加、抜き打ちでのアルコール検査の実施。
- 操縦士及び整備士に対し、講習会等を通じた飲酒対策に関し安全啓発・周知徹底

等

2. 航空従事者の意識改革に向けた航空会社の取組

1. 個人の意識改革

- 安全統括管理者の責務に社内でのアルコール対策の統括管理を明記・必要な体制の整備
- パイロット等の責任の重大性、社会的に期待される立場、使命感等を含む教育を定期的実施
- 飲酒事案は厳格な処分が伴う旨、周知・徹底

2. 飲酒事案のフォローアップ体制の構築

- アルコールチェックにおける不適切事例についての原因究明・再発防止の徹底
- 保存されたアルコール検査の記録やその他の収集されたアルコールに関する不適切と疑われる事案を分析のうえ、改善を図る仕組みを構築

等



航空局では、個々の事案についての指導監督とともに、監査や航空安全情報分析委員会(年2回開催)での議論を踏まえて、各社の飲酒に関する不適切事案への対応状況等についての指導監督を徹底